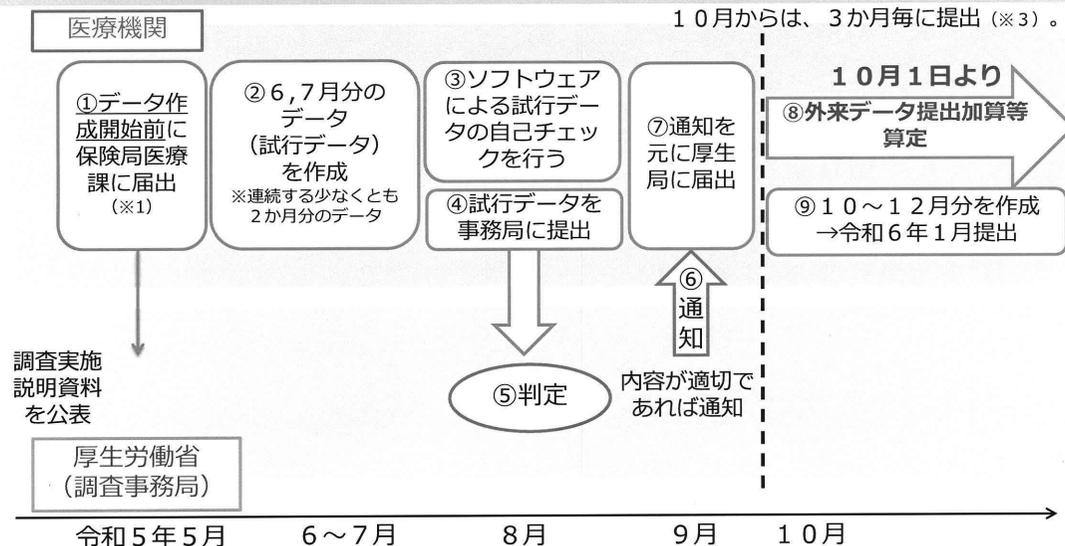


外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状態により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。

（厚生省資料より抜粋）

（参考）データ提出加算の算定開始手順

- (1) データ提出を希望する医療機関は、加算算定前に下記の手順により、必要な手続きを行う。
 - ア 2023（令和5）年5月20日、8月22日、11月21日又は2024（令和6）年2月20日までに地方厚生（支）局を経由して、厚生労働省保険局医療課へ届出を行う。
 - イ アの届出医療機関は当該届出の期限月の翌月から起算して2月分のデータ（例：令和5年7月届出の場合、同年8月22日の期限に合わせた届出となるため、試行データは同年5年9月、10月の2月分）を厚生労働省が提供するチェックプログラムにより試行データとして作成する。
 - ウ イで作成した試行データを、外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料に定められた方法に従って厚生労働省保険局医療課が別途通知する期日までに外来医療等調査事務局へ提出する。
 - エ 試行データが適切に提出された場合は、厚生労働省保険局医療課より外来医療調査事務局と電子メール及び電話で連絡可能な医療機関の担当者宛てに、電子メールにて案内が送付される。当該連絡以後、医療機関は、外来データ提出加算の届出を行うことが可能となる。
- (2) データの作成は3月単位で行う。また、作成データには第1月の初日から第3月の末日までの対象となる診療データが全て含まれる必要がある。
- (3) データの提出を行わない場合又はデータの提出（再照会に係る提出も含む）に遅延等が認められた場合は、当該月の翌々月以降より算定できない。
- (4) 各調査年度において、累積して3回のデータ提出の遅延等が認められた場合は、3回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できない。
- (5) データ提出の遅延等は下記の場合を指す。
 - ア 厚生労働省が調査の一部事務を委託する調査事務局宛てに、調査実施説明資料に定められた期限までにデータが提出されない場合（提出時刻が確認できない手段等、定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む）
 - イ 提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む）
- (6) 加算が算定できなくなった月以降、再度、データ提出の実績が認められた場合は、翌々月以降について、算定できる。